<u>貸</u>借<u>対 照 表</u> (2022年3月31日現在)

旭化成ライフライン株式会社

an n	Λ <i>b</i> π		成ライフライン株式会社
科目	金額	科 目	金額
	円		円
(資産の部)		(負債の部)	(884, 637, 114)
流動資産	2, 185, 761, 653	流動負債	832, 669, 914
完成工事未収入金	302, 941, 418	工 事 未 払 金	445, 450, 795
未成工事支出金	325, 593, 145	未成工事受入金	66, 868, 496
貯 蔵 品	8, 747, 880	預り金	950, 790
前 払 費 用	97, 460	未 払 費 用	96, 461, 571
未 収 入 金	42, 680	未 払 金	72, 934, 862
立 替 金	1, 043, 420	未払事業税及び住民税	31, 368, 000
短 期 貸 付 金	1, 543, 233, 245	未払消費税等	48, 727, 400
その他流動資産	4, 062, 405	賞 与 引 当 金	69, 908, 000
固 定 資 産	113, 918, 210	固定負債	51, 967, 200
有 形 固 定 資 産	27, 648, 300	退職給付引当金	51, 967, 200
建物附属設備	19, 274, 013		
機械装置	1, 431, 500		
車 両 運 搬 具	4		
器 具 及 び 備 品	6, 942, 783		
無 形 固 定 資 産	11, 672, 903		
ソフトウェア	11, 672, 903		
		(純資産の部)	(1, 415, 042, 749)
投資その他の資産	74, 597, 007	株 主 資 本	1, 415, 042, 749
長期前払費用	541, 667		
差 入 保 証 金	19, 496, 515	資 本 金	100, 000, 000
出 資 金	110, 000		
繰 延 税 金 資 産	54, 448, 825	利益剰余金	1, 315, 042, 749
		その他利益剰余金	1, 315, 042, 749
		繰越利益剰余金	1, 315, 042, 749
		(うち、当期純利益)	(174, 725, 614)
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
資 産 合 計	2, 299, 679, 863	負債・純資産合計	2, 299, 679, 863

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 ・・・・・・ 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) ・・・・・・ 定額法
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法
 - (3) リース資産 ・・・・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファ イナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リ ース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金・・・・・・ 賞与の支給に充てるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上している。
 - (2) 退職給付引当金・・・・・・退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額の全額を計上している。(小規模企業等における簡便法の適用)
- 4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高 · · · · · · 工事完成基準 完成工事原価 · · · · · · 檢収基準

- 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。
 - (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用している。
 - (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設された グループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが 行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の 適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号)第3項の取扱いにより、

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針28号)第44項の定めを 適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。 (会計方針の変更に関する注記) 該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記) 該当事項はありません。

(誤謬の訂正に関する注記) 該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数 普通株式

2,000株

- 2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。